

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第76号



通信販売のルールが変わりました。 詐欺的な定期購入商法に対応

特定商取引法(事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ること)を目的とする法律)が改正され、令和4年6月1日からインターネット通販においては**最終確認画面(購入決定前に契約内容の確認や訂正ができる画面)で次の①②③の明確な表示が義務化されました。**

注文を確定する前に 確認するポイント

- ① 購入の回数
「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば2回目以降も届きます。届く商品の量や回数を確認しましょう。
- ② 2回目からの代金
「初回」代金と「2回目以降」の代金は違う場合があります。2回目以降の支払代金や支払総額を確認しましょう。
- ③ 解約の方法
1回限りで解約できるか、解約の申し出期間に制限はないか、解約違約金など追加負担はないか確認しましょう。
1回限りで解約できると書

いてあっても、「電話がつながらない」「解約がメッセージアプリに限定されていて操作が分からない」というトラブルが起きています。解約・返品方法と条件をよく確認しましょう。

トラブル回避のために

今回の改正によって、消費者が誤認するような表示で申し込みをした場合、契約を取り消せる可能性があります。最終確認画面では契約内容をよく確認し、証拠を残すためにスクリーンショットを撮るなどして保存しておきましょう。
また、今年4月からの成年年齢の引き下げによって、18歳、19歳の方は、未成年者契約の取り消しができなくなりました。利用する際は、今まで以上に慎重に確認しましょう。



相談事例紹介

偽のセキュリティ警告に注意!

今月の相談

パソコンの画面に突然、「ウイルスに感染しました」と表示されて警告音が鳴った。表示された電話番号に連絡すると、遠隔操作をされたようで、サポート代とセキュリティソフト代を請求され、クレジットカードで支払ってしまった。



これは「サポート詐欺」と呼ばれる手口です。この相談では、クレジットカード会社協力を得て海外の事業者宛てに英文でメールを送り解約と返金に応じてもらいました。しかし最近では、コンビニで電子マネーを購入して支払い、その後解約を申し出ても返金されないケースが増えています。ネットの利用中に突然、警告音や警告表示が出たとしても、実際にウイルスに感染したわけではありません。画面に実在のソフト会社名や電話番号が表示されることもあります。偽の画面ですので、落ち着いてブラウザ画面を閉じるか、一度電源を落として再起動させましょう。連絡先として表示された電話番号には絶対に連絡せず、料金を請求されても支払わないでください。また、クレジットカードや電子マネーの番号を聞かれても伝えないでください。

ソフトをインストールしてしまった場合は、アンインストールを行い、「システムの復元」をしてインストールする前の状態に戻しておきましょう。手順はメーカーのサポート窓口にご相談するか、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページ内の「情報セキュリティ安心相談窓口」で確認してください。

情報セキュリティ
安心相談窓口



☎ 幕別町消費生活センター (☎ 55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「**アクセサリー**や**金貨**はないか」と

男性に**せかされ**、

慌てて叔母の形見

や亡夫からもらった指輪

などの**貴金属**を**出した**。

すると合計1200円の

明細書とお金を渡され、

物品を**持ち帰られた**。

貴金属を出してしまった

ことを後悔している。

取り戻したい。

(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

不用品買い取りの**はずが** **貴金属**を**買い取られた!**

ひとこと助言

売らないモノは
見せない!



見守るくん

- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。